

# 小矢部市下水道事業経営戦略

(公共下水道事業)

(令和4年度～令和13年度)

令和3年度

富山県小矢部市

# 小矢部市下水道事業経営戦略

(令和4年度～令和13年度)

## 目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨	-----	1
1.1 経営戦略の位置づけ	-----	1
1.2 計画期間	-----	1
第2章 下水道事業の現状と課題	-----	2
2.1 下水道事業の役割	-----	2
2.2 下水道事業の種類	-----	2
2.3 下水道事業の現状	-----	4
(1) 下水道の普及状況	-----	4
(2) 水洗化の状況	-----	4
(3) 有収水量の状況	-----	5
(4) 老朽化の状況	-----	5
(5) 管渠の状況	-----	6
(6) 職員の状況	-----	6
(7) 経営の状況	-----	7
第3章 経営の基本方針	-----	10
第4章 効率化・経営健全化の取組み	-----	11
4.1 経営基盤の強化	-----	12
(1) 組織の活性化と人材の育成	-----	12
(2) 効率的な組織の整備	-----	12
(3) 処理区域内での早期水洗化の促進	-----	12
(4) 収納率の向上	-----	13
(5) 資金管理・調達に関する取組	-----	13
4.2 投資の合理化	-----	14
(1) 計画的な投資	-----	14
(2) 既存施設の統廃合	-----	14
(3) 新技術の活用	-----	14
4.3 危機管理体制の強化	-----	15
(1) 危機管理等の体制整備	-----	15
(2) 施設の耐水化	-----	15
(3) 施設の耐震化	-----	15
(4) 公共用水域の水質保全	-----	16

<b>第5章 整備計画</b>	-----	<b>17</b>
5.1 未普及地域の下水道整備事業	-----	17
(1) 未普及地域の下水道整備基本方針	-----	17
(2) 下水道施設の整備計画	-----	18
<b>第6章 投資・財政計画</b>	-----	<b>19</b>
6.1 投資計画	-----	19
6.2 財政計画の前提条件	-----	19
(1) 行政人口の見込み	-----	20
(2) 水洗化人口の予測	-----	21
6.3 財政試算	-----	22
(1) 使用料収入の予測	-----	22
(2) 起債	-----	22
(3) 一般会計からの繰入金	-----	24
6.4 経営試算	-----	26
(1) 収益的収支	-----	26
(2) 資本的収支	-----	27
6.5 使用料の見直し	-----	28
(1) 使用料の見直し	-----	28
(2) 使用料の改定に対する考え方	-----	28
<b>第7章 経営戦略の進捗管理</b>	-----	<b>29</b>
(巻末資料)		
・法適用事業・収益的収支	-----	31
・法適用事業・資本的収支	-----	32

## 第1章 経営戦略策定の趣旨

### 第1章 経営戦略策定の趣旨

小矢部市は、富山県の最西端に位置し、大門山を源流とする小矢部川の流れとともに散居村で知られる砺波平野が広がる自然環境に恵まれた風向明媚な都市です。

富山県においては、小矢部川流域神通川流域並びに白岩川流域の水質保全を図るべく流域別下水道整備総合計画を策定し、昭和56年度に4市7町1村を対象とする小矢部川流域下水道事業に着手しました。

本市の下水道は、この上位計画により小矢部川流域関連公共下水道として、昭和57年度に約4,819ヘクタールをもって基本計画を定め、石動及び津沢地区の市街地を中心とした約111ヘクタールについて当初の事業認可を得て事業に着手し、以来数次に亘る当該事業の変更認可を重ね、現在約863ヘクタール（雨水整備約452ha）を対象に鋭意、下水道の整備に努めているところであります。

令和2年度末には、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽を含めた人口普及率74.8%に達し、普及率向上のための建設事業は完了に近づいています。

一方、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、経済成長の鈍化など、社会の潮流は転換期を迎えており、これらは下水道事業の今後の経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応し、一層の経営基盤の強化を図ることにより、今後も市民に下水道サービスを持続的・安定的に提供していくための指針として作成するものであります。

#### 1.1 経営戦略の位置づけ

人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増すなか、下水道サービスを持続的・安定的に提供していくために、平成26年8月に総務省通知の「公営企業の経営にあたっての留意事項について」により策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むものです。

本市の下水道事業においては、平成29年度から「汚水処理10年概成」に向けた管路整備を実施すると共に令和2年4月より公営企業会計に移行（法適化）したことも踏まえ、今後の下水道事業の財務について明確化を図ることを目的として、中長期的な視点に立った経営の基本計画である「小矢部市下水道事業経営戦略」を改定することとしました。

#### 1.2 計画期間

令和4年度～令和13年度（10年間）



## 第2章 下水道事業の現状と課題

---

### 第2章 下水道事業の現状と課題

#### 2.1 下水道事業の役割

下水道は、市民の衛生環境衛生の向上や都市の健全な発展に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことが出来ない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設であります。

下水道の主な役割としては、汚水の排除、雨水の排除、公共用水域の水質の保全という大きな3つの役割があります。

##### (1) 汚水の排除（生活環境の改善）

- ① 生活あるいは生産活動に伴って生ずる汚水を速やかに排除し、悪臭や、害虫の発生防止、及び感染症の発生を予防する。
- ② 便所の水洗化を通じて衛生的で快適な生活環境を確保する。

##### (2) 雨水の排除（湛水の防除）

降った雨水を、下水道を通じて河川等に速やかに排除したり、貯留・浸透したりすることにより、湛水の防除を行います。

特に近年は、都市化の進展、多発する局地的大雨により、従来よりも雨水の流出速度上昇による湛水被害の拡大が増え、下水道の整備が不可欠となっています。

##### (3) 公共用水域の水質の保全

生活排水や工場排水を中心とする汚水を下水道管渠で処理場に集め、適切に処理することにより、河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。

#### 2.2 下水道事業の種類

本市の下水道事業には、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化整備事業の3つの事業があります。

##### (1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、国土交通省の所管の事業で、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道です。

本市の公共下水道は、すべて小矢部川流域下水道へ接続しており、小矢部川横断のための汚水中継ポンプ場が1箇所あり、その他、水路横断や土被りが深くなった時の揚水のために現在86箇所のマンホールポンプが運転しています。

## 第2章 下水道事業の現状と課題

項目		全体計画 (ha)	現在認可 (ha)	事業着手 年月日	供用開始 年月日
流域関連 公共下水道	公共下水道	486.40	429.70	S57.3.31	H2.4.1
	小矢部川 幹線	369.80	310.50	H4.4.1	H6.3.31
	特定環境保全 公共下水道	211.30	143.00	H10.11.1	H15.4.1
	小矢部福光 幹線	581.10	453.50		
特環計					
小計		1,067.50	883.20		

### (2) 農業集落排水事業

集落排水事業は農林水産省所管の事業で、公共下水道区域外の農漁村におけるし尿、生活雑排水等の汚水等を処理するものです。本市には、現在3地区の農業集落排水処理施設がありますが、すでに小矢部川流域下水道区域に位置付けられており、農集の処理場の老朽化が進めば、将来的に公共下水道へ接続する計画であります。また、水路横断や土被りが深くなった時の揚水のために田川4箇所、北蟹谷24箇所、藪波北部5箇所の計33箇所のマンホールポンプが運転しています。

項目		全体計画 (ha)	現在認可 (ha)	事業着手 年月日	供用開始 年月日
農業集落 排水事業	田川	26.00	26.00	H1.7.10	H5.3.31
	藪波北部	32.90	32.90	H6.6.23	H10.3.31
	北蟹谷	44.40	44.40	H7.4.1	H11.3.31
	小計	103.30	103.30		

### (3) 合併処理浄化槽整備事業

この事業は、個人設置型で合併処理浄化槽の整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とし、個人の合併処理浄化槽設置費用の一部を助成する事業であります。

## 第2章 下水道事業の現状と課題

### 2.3 下水道事業の現状

本市の下水道事業は、小矢部川流域下水道の流域関連公共下水道として、昭和57年度に約4,819ヘクタールをもって基本計画を定め、石動及び津沢地区の市街地を中心とした約111ヘクタールについて当初の事業認可を得て事業に着手し、以来数次に亘る当該事業の変更認可を重ね、現在約883ヘクタール（雨水整備約452ha）を対象に鋭意、下水道の整備に努めているところであります。

#### (1) 下水道の普及状況

令和2年度末の普及率は、公共下水道事業で66.4%、農業集落排水事業で8.4%その他、合併処理浄化槽で12.3%となり、全人口に占める汚水等の処理人口の割合を示す指標である生活排水処理人口の普及率は87.1%となっています。

#### (2) 水洗化の状況

令和2年度末の水洗化率は、公共下水道事業で82.7%、農業集落排水事業で93.7%となり、2事業の合計で水洗化率は83.9%となっています。

令和2年度末 公共下水道等整備状況

		行政区域内人口 29,360				行政区域内世帯数 10,573				令和3年3月31日現在					
		全体計画	現在認可	整備済面積 (標準開始面積)	整備率	現在処理区域内		普及率	水洗便所設置		水洗化率		事業着手	供用開始	
		ha	ha	ha	%	世帯 C	人口 D	D/人口計	世帯 E	人口 F	世帯 E/C	人口 F/D	年月日	年月日	
流域関連	公共下水道	小矢部川幹線	486.40	429.70	407.11	94.7	3,994	10,318	35.1	3,523	9,260	88.2	89.7	S57.3.31	H24.1
		特定環境保全公共下水道	423.12	310.45		0.0	2,480	6,806	23.2	1,885	5,259	76.0	77.3	H44.1	H6.3.31
	特環計	小矢部福光幹線	195.88	142.95		0.0	715	2,377	8.1	473	1,604	66.2	67.5	H10.11.1	H15.4.1
		特環計	619.0	453.40	336.84	74.3	3,195	9,183	31.3	2,358	6,863	73.8	74.7		
	小計	1,105.40	883.10	743.95	84.2	7,189	19,501	66.4	5,881	16,123	81.8	82.7			
集落排水	田川	26.00	26.00	26.00	100.0	182	467	1.6	181	466	99.5	99.8	H1.7.10	H5.3.31	
	数波北部	32.90	32.90	32.90	100.0	377	996	3.4	339	936	89.9	94.0	H6.6.23	H10.3.31	
	北笠谷	44.40	44.40	44.40	100.0	314	995	3.4	278	900	88.5	90.5	H7.4.1	H11.3.31	
	小計	103.30	103.30	103.30	100.0	873	2,458	8.4	798	2,302	91.4	93.7		一部	
合計	1,208.70	986.40	847.25	85.9	8,062	21,959	74.8	6,679	18,425	82.8	83.9				

泉町都市下水路

着手年月日

完了年月日

集水面積

※平成2年度に公共下水道として認可

昭和62年

平成7年

46.97ha

※平成29年度に公共下水道計画変更にて認可面積変更実施。

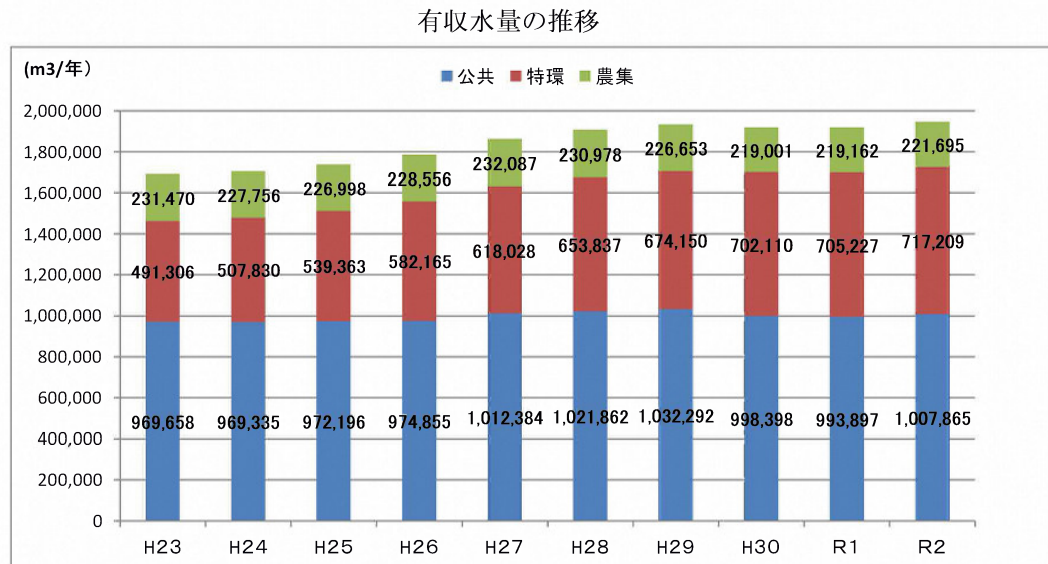
汚水処理人口(公示区域外浄化槽人口+処理区域内人口)	公示区域外浄化槽人口	処理区域内下水道人口	汚水処理人口普及率
	3,617	21,859	87.1%



## 第2章 下水道事業の現状と課題

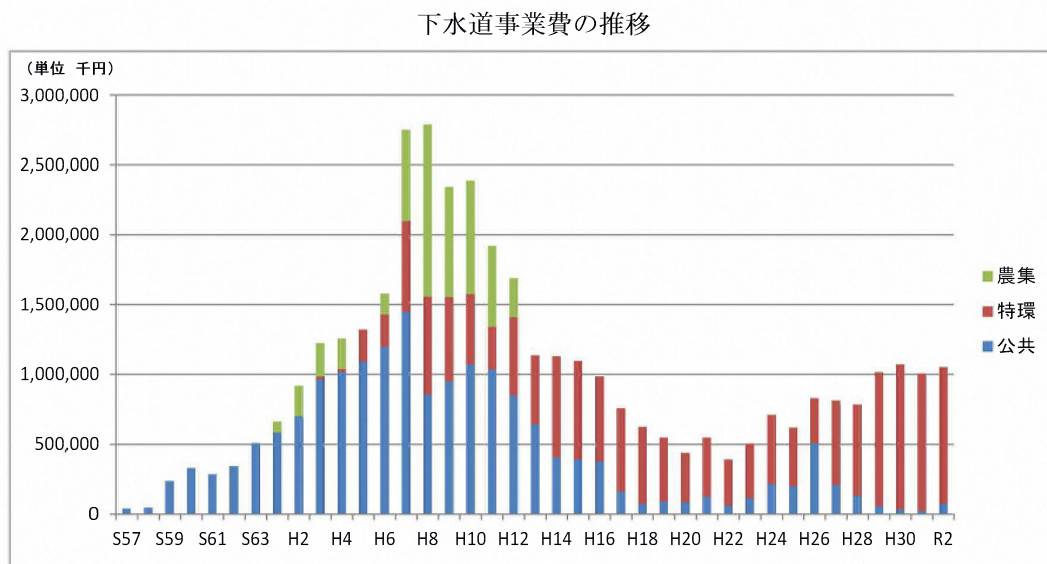
### (3) 有収水量の状況

下水道使用料の対象汚水量である有収水量の推移は、公共・特環ともに、近年、増加傾向にあります。農集は減少傾向にあります。



### (4) 老朽化の状況

本市は、流域関連公共下水道のため処理場を有しておらず、大規模な施設の更新はありません。なお、中継ポンプ場およびマンホールポンプの機械・電気設備の一部は、法定耐用年数を超過している施設もありますが、日常管理による部分修繕や長寿命化工事にて改修を行ってきています。また、施設の大部分を占める管渠施設については、法定耐用年数である50年は令和14年度に迎えることになります。今後、これらの改築更新事業に多大な費用を必要とすることが考えられます。



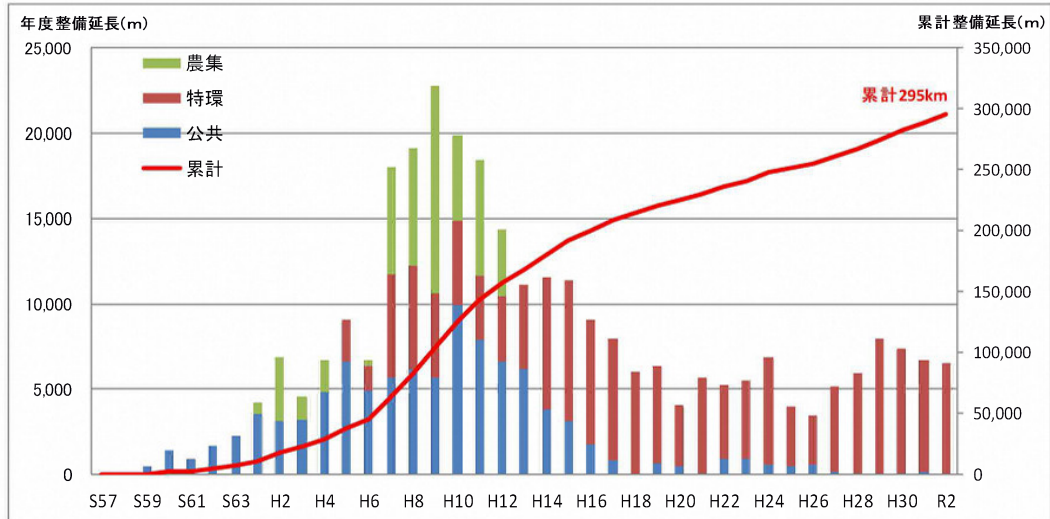


## 第2章 下水道事業の現状と課題

### (5) 管渠の状況

平成2年度末の管渠延長は、約295kmに達しています。また、平成5年度から平成16年度までの間の整備量が多いので、今後、多額の改築更新費用が集中することが見込まれます。

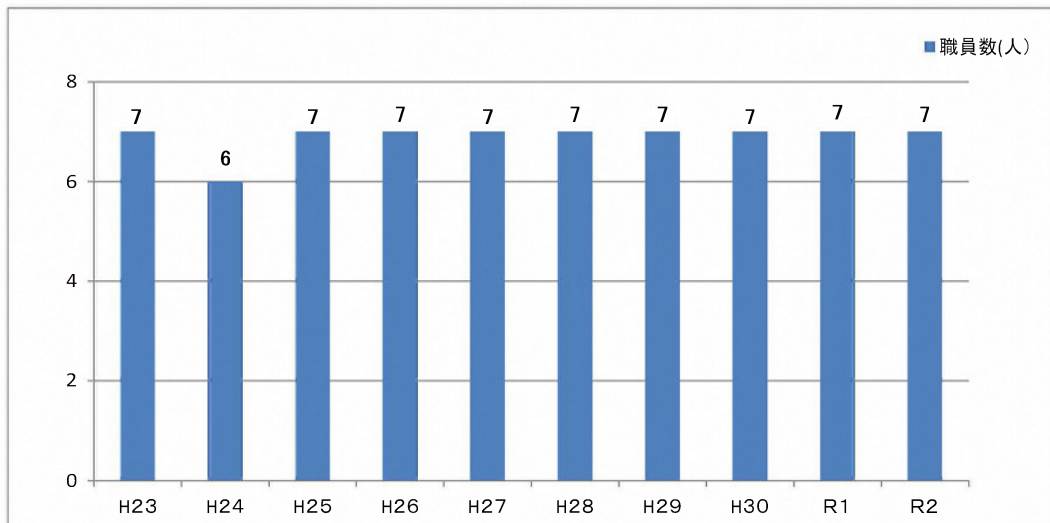
管渠整備延長の推移



### (6) 職員の状況

下水道関係の職員数は横ばいであり、令和2年度末では7人となっています。

下水道関係職員数の推移



## 第2章 下水道事業の現状と課題

### (7) 経営の状況

#### ① 下水道使用料の状況

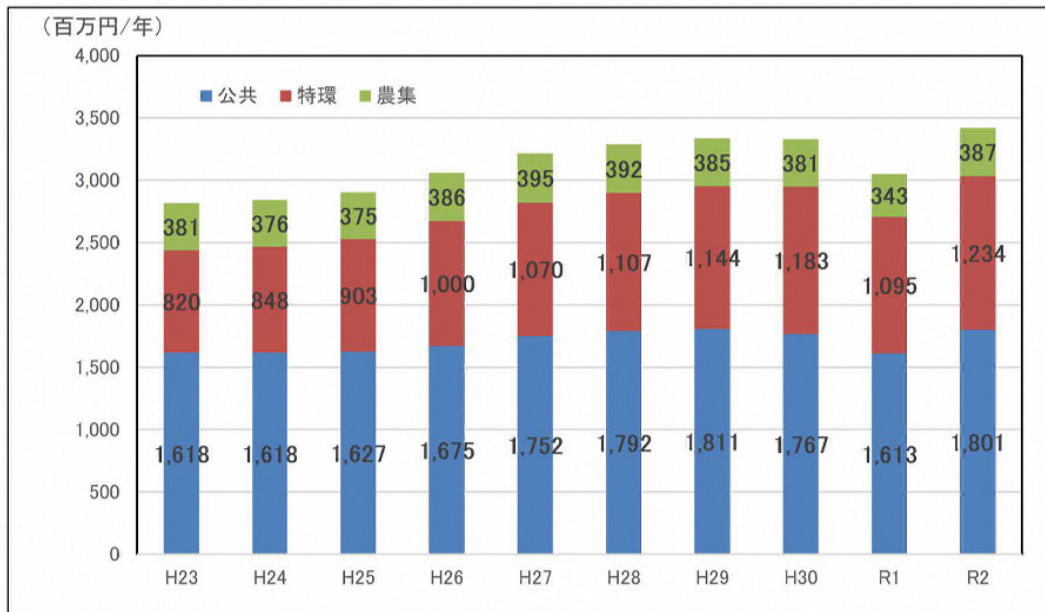
下水道使用料単価は、消費税改定に伴うもの以外の改定は行っておらず、供用開始以来、同水準としております。(直近の改定は、平成26年4月1日) また、公共下水道事業の下水道使用料は、近年、増加傾向にあります。

今後も、未普及地域の下水道整備や水洗化率の向上に伴い、下水道使用料は増加すると思われませんが、長期的に見ると人口減少に伴い、下水道使用料も減少傾向に転ずるものと思われまます。

1か月当たり下水道使用料金(令和元年12月請求分より)

汚水種別	基本料金		超過料金(水量1立方メートルにつき)	
	水量	料金	使用水量	単価
一般汚水	10立方メートル	1,650円 (税抜1,500円)	10立方メートルを超え 50立方メートルまで	165円 (税抜150円)
			50立方メートルを超え 100立方メートルまで	176円 (税抜160円)
			100立方メートルを超えるもの	187円 (税抜170円)
公衆浴場	100立方メートル	6,600円 (税抜6,000円)	100立方メートルを超えるもの	66円 (税抜60円)

下水道使用料の推移



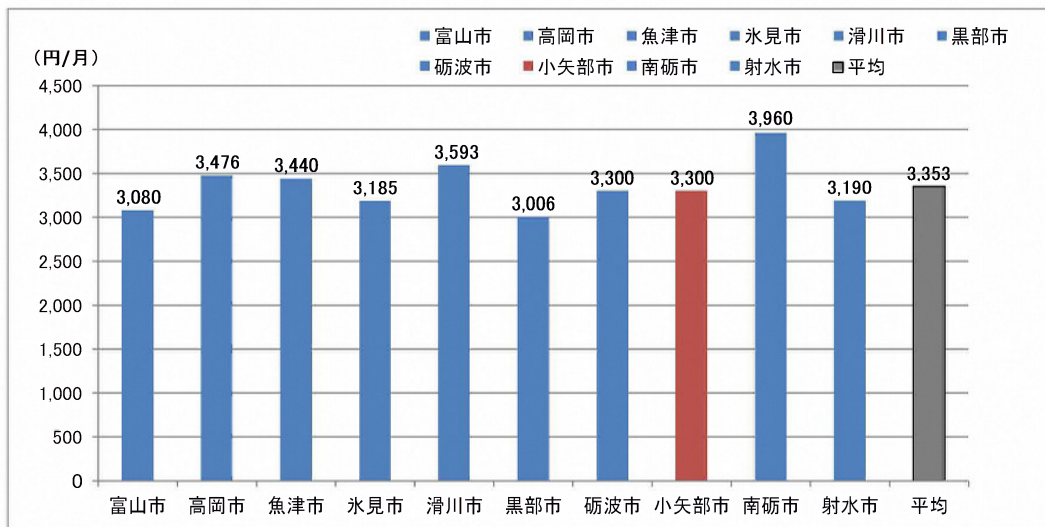
※R1年度については、公営企業会計移行に伴う打切決算のため、使用料が低い値となっている。

## 第2章 下水道事業の現状と課題

本市の平均的な一般家庭が1か月当たり20m<sup>3</sup>使用した場合の使用料は、令和3年10月現在で3,300円となっており、ほぼ富山県下の平均値となっています。

富山県下の下水道使用料の比較（令和3年10月現在）

（1か月20m<sup>3</sup>当たり 消費税込）

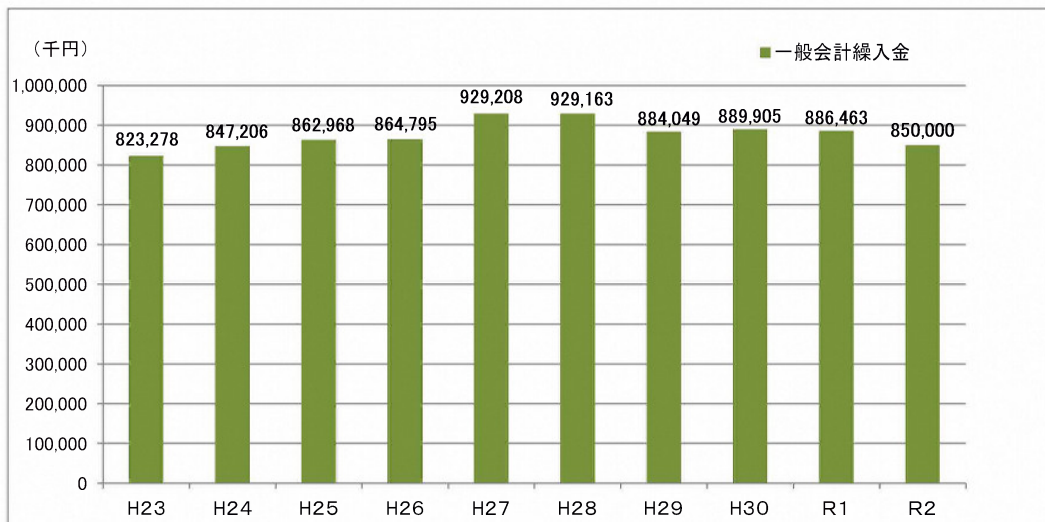


### ② 一般会計からの繰入金の状況

公共下水道事業の一般会計からの繰入金は、微増傾向にあり、公共・特環・農集合わせて令和3年度で850,000千円となっています。

今後は、起債償還のピークが過ぎたことから、一般会計からの繰入金は、徐々に減少傾向に転ずるものと考えられます。

一般会計からの繰入金の推移



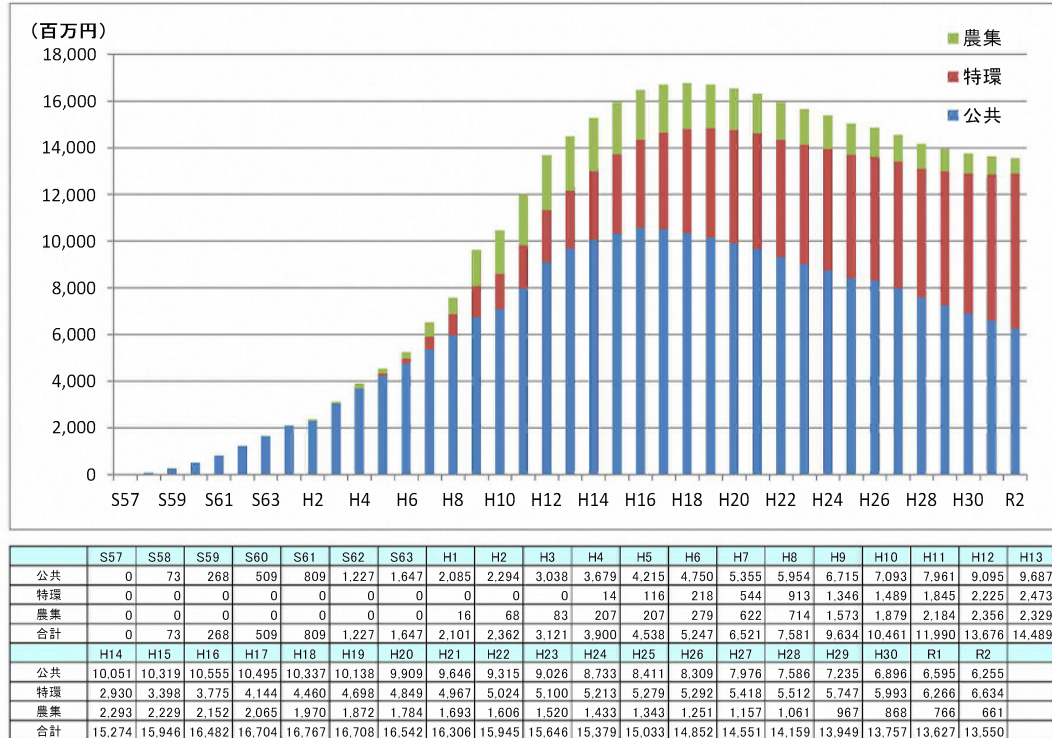


## 第2章 下水道事業の現状と課題

### ③ 起債残高の状況

令和2年度末の起債残高は、136億円（公共63億円、特環66億円、農集7億円）となっており、今後は近年の下水道整備量の低下に伴い、起債残高は減少傾向になります。

起債残高の推移（公共下水道事業）

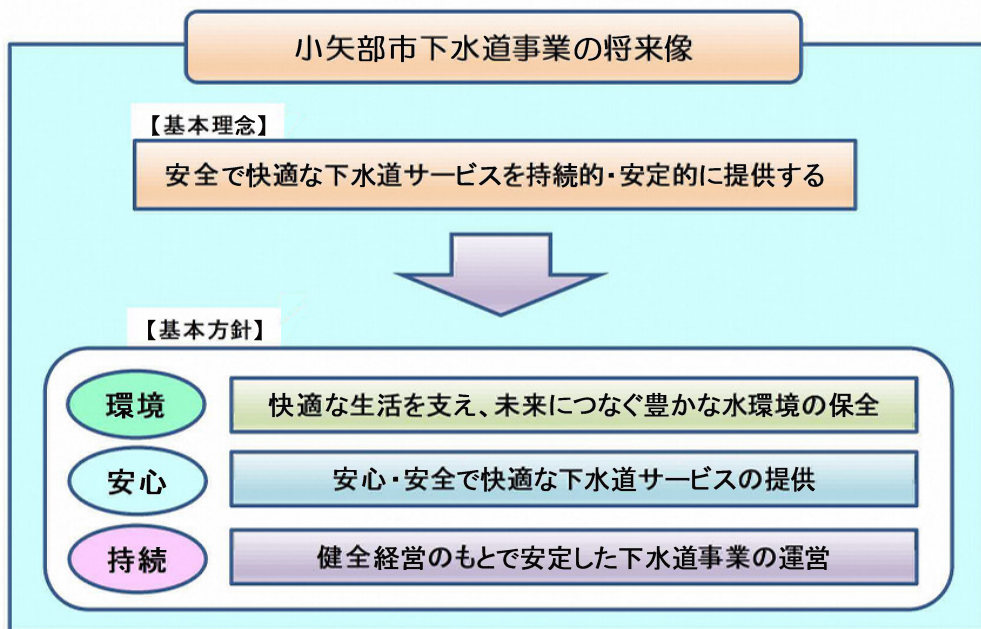




### 第3章 経営の基本方針

#### 第3章 経営の基本方針

「汚水処理10年概成」を目標に、平成28年度に行った未普及地域の下水道整備手法の見直しに基づき、効率的かつ経済的な下水道整備を実施するとともに、近年多発している局地的集中豪雨等に対応するための、雨水ポンプ場並びに汚水中継ポンプ場の耐水化及び耐震化を実施し、市民に「安全で快適な下水道サービスを、持続的・安定的に提供する」ことを基本方針とします。



## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

### 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

下水道サービスを持続的・安定的に提供し、更なる投資事業を実施していくには、これまでの経営努力に加え徹底した効率化・経営健全化に取り組む必要があり、使用料収入等の収入の確保や、事業運営にかかるコスト削減の徹底、また公営企業の原則である独立採算を念頭に、一般会計からの繰入に過度に依存しないなど、経営基盤の強化を図るとともに、計画的・効率的な下水道整備のダウンサイジングなどにより投資の合理化を進める必要があります。また、災害や事故等の発生に備えた危機管理体制の強化も重要となります。

これら必要とされる取り組みについて、3つの施策目標として区分し、それぞれについて課題を定め取り組みます。

#### 経営基盤の強化

課 題	具体的な取り組み
組織の活性化と人材育成 …	職員研修の積極的な実施
効率的な組織の整備 ……	外部委託の推進
早期水洗化の促進 ……	未接続世帯の把握と戸別訪問の実施
収納率の向上 ……	未収金対策の向上
資金管理・調達 ……	計画的な起債による起債残高の削減

#### 投資の合理化

課 題	具体的な取り組み
計画的な投資 ……	「汚水処理10年概成」計画に基づく未普及地域の整備と、下水道整備区域の更なる見直し
既存施設の統廃合 ……	農業集落排水の公共下水道接続
新技術の活用 ……	省エネルギータイプ機器等の導入

#### 危機管理体制の強化

課 題	具体的な取り組み
危機管理等の体制強化 ……	下水道BCP等の整備
施設の耐水化 ……	ポンプ場設備の耐水化工事の実施
施設の耐震化 ……	ポンプ場設備の耐震化工事の実施
公共用水域の水質保全 ……	水質検査体制の充実

## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

### 4.1 経営基盤の強化

#### (1) 組織の活性化と人材の育成

地方分権が進展するなか、市民の行政(市役所・市職員)に対する要望や期待は質・量ともに高まってきています。「スリムな行政」を目指しながら、複雑多様化かつ高度化する行政需要に的確に応えていくためには、職員一人ひとりの能力を伸ばしていくことが不可欠です。将来の下水道事業を担う人材を育成するため、職員研修を実施し、職員一人ひとりの能力の向上や意識改革に取り組みます。また、職場外研修にも積極的に参加し、業務の実情に応じた人材を育成することにより、組織を活性化していきます。

- 主な取り組み
  - ・ 職員研修の積極的な取り組み

#### (2) 効率的な組織の整備

下水道事業では、従前から事務・事業の合理化に取り組んできましたが、今後も業務改善や更なる民間委託の推進などにより、組織の効率化を進めていきます。

なお、外部委託を進めることにより組織の効率化が図られる一方で職員の技術継承に支障をきたす懸念もあるため、技術継承と委託化の最適なバランスを見極めることが重要となります。

- 主な取り組み
  - ・ 外部委託の推進

#### (3) 処理区域内での早期水洗化の促進

下水道の処理区域内の水洗化は、公衆衛生の向上と地域の環境保全にも大きく貢献するものですが、経済的な理由や建物の老朽化、世帯の高齢化等の事情により、下水道に接続せずそのまま放置されている事例があります。負担の公平性の確保のためにも、処理区域内での未接続家屋への啓発・水洗化の促進を図る必要があります。今後も、未水洗家屋の実態把握調査や訪問指導などの手段により、処理区域内での早期水洗化の促進に努めます。

- 主な取り組み
  - ・ 処理区域内での早期水洗化指導の継続  
(未接続世帯の把握と戸別訪問の実施)



## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

### (4) 収納率の向上

下水道使用者間の負担の公平性を図るとともに、下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料等の収納率の向上に取り組みます。

- ・ 下水道使用料

下水道使用料の収納率向上、未収金の減少に努めていきます。

- ・ 下水道受益者負担金等

未収金対策として、催告書の送付、電話催告、戸別訪問等を行い、未収金の減少に努めます。

○ 主な取り組み

- ・ 未納金対策の継続(電話催告、戸別訪問等)

### (5) 資金管理・調達に関する取り組み

起債は、下水道施設の受益世代と費用負担世代の世代間の負担の公平を確保するために必要とされますが、その償還は将来の下水道使用料収入を原資とし、利子を付して償還することとなります。今後、10年概成を目標とする未普及地域の下水道整備に取り組む必要があるため、新たな起債の発行はやむを得ないことですが、下水道の処理人口が減少し将来の使用料収入の減少が見込まれる中では、将来を担う世代に過大な負担とならないよう、処理区域内人口1人当たりの起債残高等に留意し、起債残高の抑制を図ることが重要となります。そのため、計画的に起債を行い、起債残高の削減に努めます。

また、国庫補助金、起債、一般会計からの繰入金等の資金を遅滞なく確実に調達し、資金不足が発生することのないように計画的な資金管理に努めます。

○ 主な取り組み

- ・ 計画的な起債による起債残高の削減



## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

### 4.2 投資の合理化

#### (1) 計画的な投資

下水道整備の概成（令和4年度～令和12年度）を達成するため、今後も多額の下水道整備費用が見込まれます。

そのため、一般会計からの繰入金の上限を約8.5億円となるように、年間投資額の平準化を図り、計画的、効率的に事業を実施していきます。

また、汚水処理10年概成計画で下水道整備対象と位置付けられ、今後下水道整備区域として拡大を計画している区域においては、地域住民の意向や事業効果を確認し、見直しを行います。

- 主な取り組み
  - ・ 「汚水処理10年概成」計画に基づく未普及地域の整備と下水道整備区域の更なる見直し

#### (2) 既存施設の統廃合

農業集落排水の処理施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理費が増加することが予測されるため、公共下水道へ接続することで、既存の処理施設を廃止し、事業の効率化に努めていきます。

- 主な取り組み
  - ・ 農業集落排水の公共下水道接続

#### (3) 新技術の活用

ポンプ場の機器更新時に、省エネルギータイプの機器の導入を行い、消費電力の削減に努めます。

また、機械設備、情報通信技術、調査、施工など下水道事業における新技術の導入の可能性について研究します。

- 主な取り組み
  - ・ 省エネルギータイプの機器等の導入

## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

### 4.3 危機管理体制の強化

下水道事業は、公共用水域の良質な水質の確保や生命・財産を守る浸水対策など、市民の日常生活に欠くことができない重要なサービスを提供していることから、防災・減災等の対策に取り組む必要があります。

#### (1) 危機管理等の体制整備

自然災害や事故等の不測の事態により下水道施設が被害を受けた場合でも、短期間で復旧できるようにするため、下水道BCP等の整備、高い危機管理能力を備えた職員の養成に努めます。

また、大規模地震等により、被災した自治体単独では対応できない下水道被害が発生した場合に備えて、下水道事業における相互支援体制を整備しています。

(「下水道事業災害時中部ブロック連絡会会議」)

その他、事故や災害発生時の外部委託業者との的確な対応体制を整備します。

- 主な取り組み
  - ・ 下水道BCP等の整備

#### (2) 施設の耐水化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの1つであり、水害により施設機能が停止した場合、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。このため、ポンプ施設の耐水化に取り組んでいきます。

- 主な取り組み
  - ・ ポンプ場設備の耐水化工事の実施

#### (3) 施設の耐震化

下水道施設は、電気、ガス、水道とともに重要なライフラインの1つであり、地震により施設機能が停止した場合、排水不能により汚水が地表面に溢れるなど、市民生活に甚大な影響を及ぼします。このため、ポンプ施設の耐震化に取り組んでいきます。

- 主な取り組み
  - ・ ポンプ場設備の耐震化工事の実施

## 第4章 効率化・経営健全化の取り組み

---

### (4) 公共用水域の水質保全

本市においては、流域関連公共下水道であるため、処理場を有しておらず、処理場の放流水は該当しません。

しかし、特定事業場、除害施設の設置事業場については、届出時に排水処理施設等の審査を行うとともに、立入検査等の監視・指導を実施し、排水が排除基準に適合しているかをチェックしています。今後も公共用水域の水質保全のため、検査体制の充実を図ります。

○ 主な取組み

- ・ 水質保全のための検査体制の充実



## 第6章 投資・財政計画

### 第5章 整備計画

#### 5.1 未普及地域の下水道整備事業

本市では、今後、10年概成を目標に未普及地域の下水道整備を最優先事業として取り組めます。

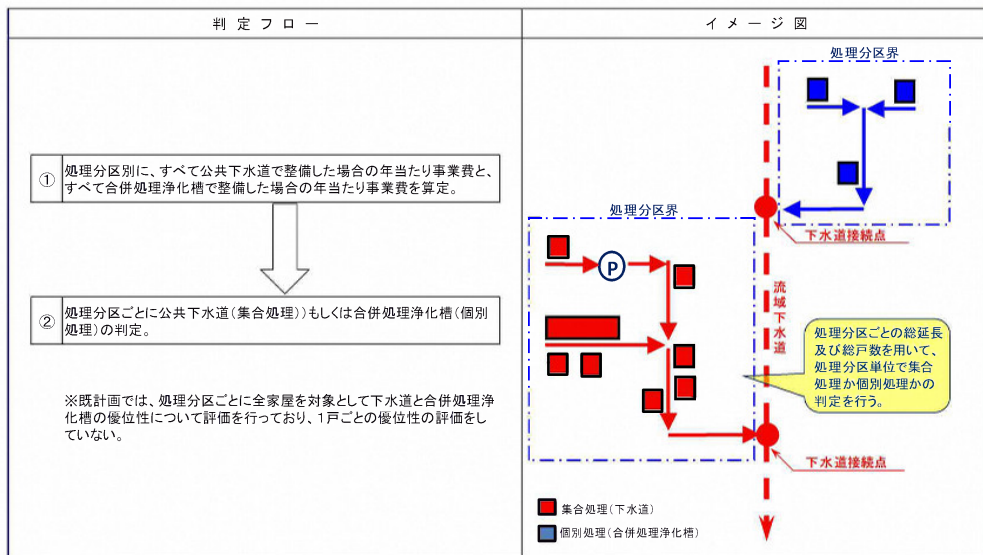
##### (1) 未普及地域の下水道整備基本方針

今回、2つの評価指標をもとに、未普及地域の下水道整備区域を大幅に見直し、下水道整備区域の一部を合併処理浄化槽で整備することで10年概成の達成を目指します。

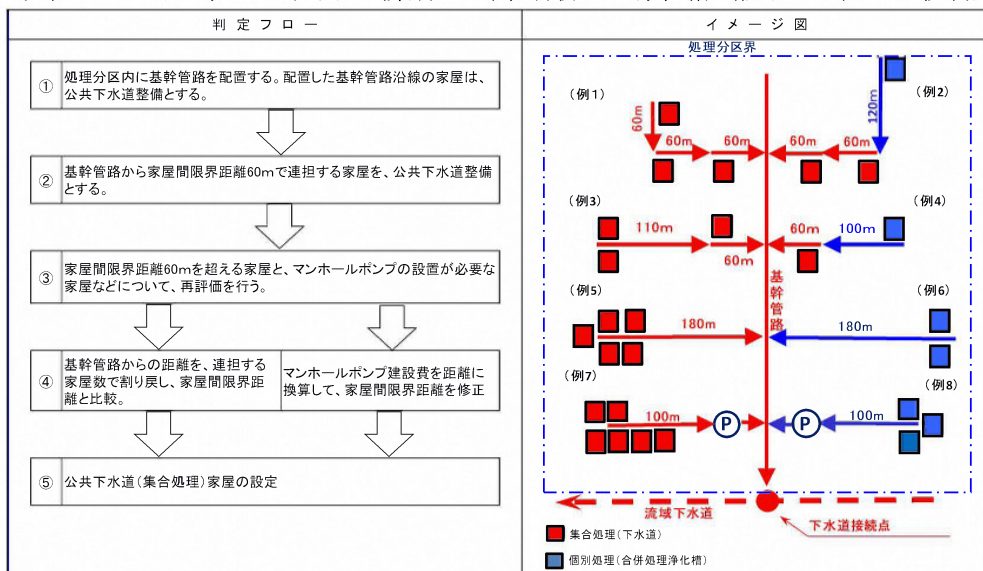
指標1：幹線道路沿い

指標2：家屋間限界距離 60m

#### 既計画（H22）の公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（個別処理）の比較判定



#### H28 見直しにおける、公共下水道（集合処理）、合併処理浄化槽（個別処理）の比較判定



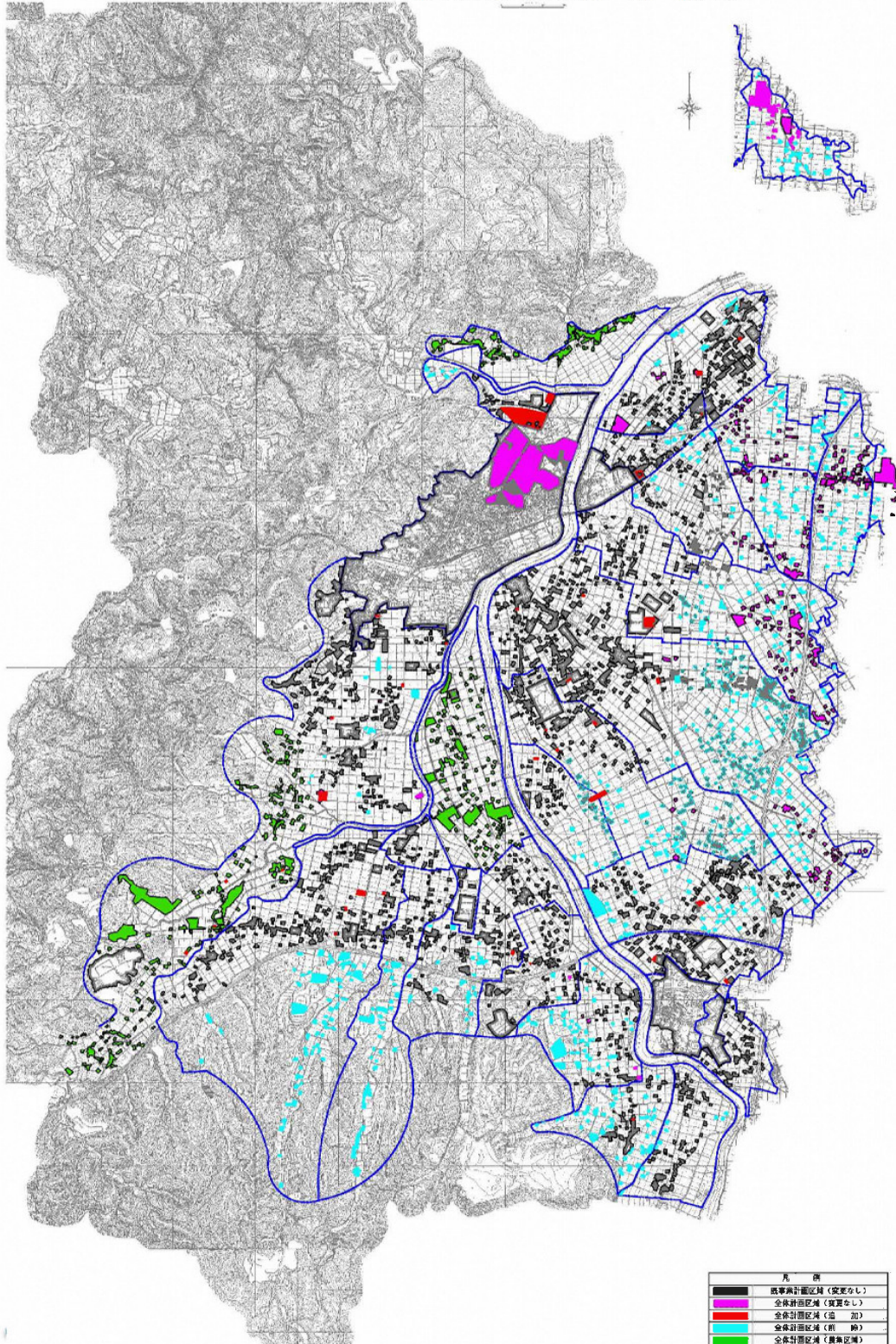


## 第6章 投資・財政計画

### (2) 下水道施設の整備計画

未普及地域の下水道整備区域と浄化槽整備区域は以下のとおりとなります。

未普及地域の下水道整備区域と合併処理浄化槽整備区域





## 第6章 投資・財政計画

### 第6章 投資・財政計画

#### 6.1 投資計画

本市では、今後、未普及地域の下水道整備を最優先事業として取り組めますが、これらの投資事業には多額の資金が必要となります。

#### 今後の投資額の見込み（令和5年～令和13年）

区分				R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13			
公共 (汚水)	未普及	汚水	管渠施設 (MP含む)	補助											
				起債単独	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000		
	改築・更新	汚水	管渠施設	補助				89,000	89,000	89,000	89,000	89,000	89,000		
				起債単独											
				マンホールポンプ	補助	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	30,000	
					起債単独										
				西中野ポンプ場	補助(土木建築)										
					補助(機械電気)										
	起債単独														
	耐震化	汚水	西中野ポンプ場	補助							50,000	50,000			
	耐水化	汚水	西中野ポンプ場	補助	30,000										
	設計委託費			5.0%	補助	900	900	900	5,350	5,350	5,350	5,350	5,350	6,350	
積上げ分				補助						20,000					
起債単独															
公共(汚水)計				48,900	18,900	18,900	112,350	112,350	132,350	162,350	162,350	133,350			
公共 (雨水)	改築・更新	雨水	今石動ポンプ場	補助(土木建築)											
				補助(機械電気)											
				起債単独											
	耐震化	雨水	今石動ポンプ場	補助						50,000	50,000				
	耐水化	雨水	今石動ポンプ場	補助	20,000										
	設計委託費			5.0%	補助										
積上げ分				補助					20,000						
起債単独												30,000			
公共(雨水)計				20,000					20,000	50,000	50,000	30,000			
特環	未普及	汚水	管渠施設 (MP含む)	補助	516,800	515,200	607,200	607,200	607,200	603,200	606,000	607,200			
				起債単独	129,200	128,800	151,800	151,800	151,800	150,800	151,500	151,800	10,000		
	設計委託費			5.0%	補助	34,200	36,000	36,000	36,000	36,000	40,500	37,400	36,000		
				起債単独	3,800	4,000	4,000	4,000	4,000	4,500	4,100	4,000			
	補償費	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500			
特環計				685,000	685,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	800,000	10,500		
農集 (特環)	流域へ 接続	汚水	管渠施設 (MP含む)	補助	75,000	75,000				100,000	30,000				
				起債単独											
	設計委託費			処理場解体費	起債単独										
				積上げ分	補助					30,000					
起債単独															
農集計				75,000	75,000				30,000	100,000	30,000				
小計				828,900	778,900	818,900	912,350	942,350	1,052,350	1,042,350	1,012,350	1,012,350	173,850		
建設改良事務費				32,490	32,490	32,490	32,490	32,490	32,490	32,490	32,490	32,490	11,000		
流域下水道建設費負担金				28,311	15,841	9,408	8,396	8,968	26,415	26,088	31,714	25,650			
その他				4,508	4,508	3,005	3,005	3,005	3,005	1,503					
合計				894,209	831,739	863,803	956,241	986,813	1,114,260	1,102,431	1,076,554	1,076,554	210,500		

## 第6章 投資・財政計画

### 6.2 財政試算の前提条件

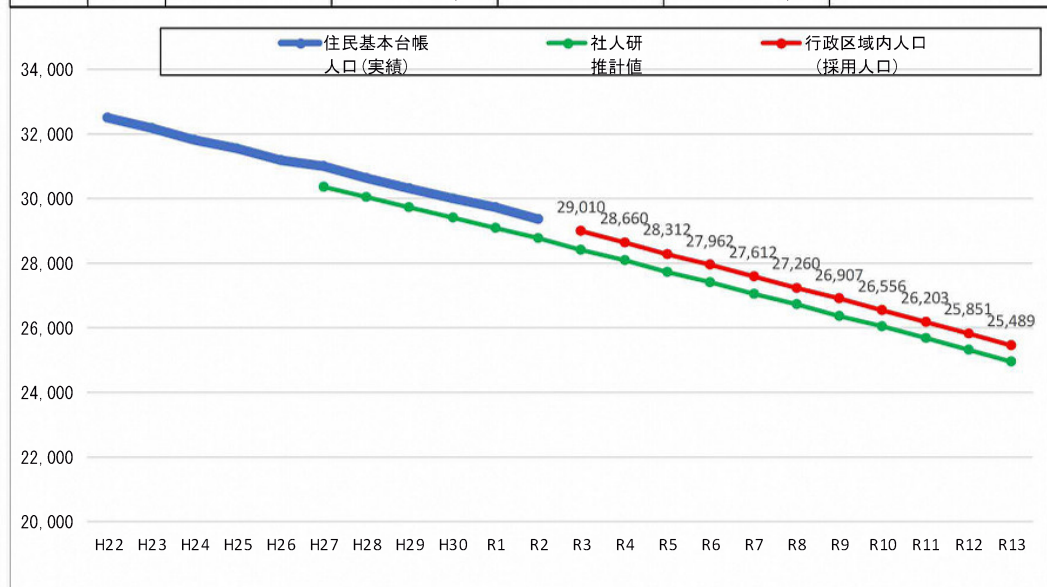
#### (1) 行政人口の見込み

本市の人口予測は、「国立社会保障・人口問題研究所」で公表されている人口予測値に現在の人口差分を加えたものを採用しています

#### 小矢部市行政人口の予測

[単位:人]

年度		住民基本台帳 人口(実績) ①	社人研 推計値 ②	人口差分 ③=②-①	行政区域内人口 (採用人口) ④	備考
和暦	西暦					
H22	2010	32,535			32,535	
H23	2011	32,176			32,176	
H24	2012	31,838			31,838	
H25	2013	31,543			31,543	
H26	2014	31,217			31,217	
H27	2015	31,020	30,399	621	31,020	
H28	2016	30,649	30,077	572	30,649	前回の最新実績値
H29	2017	30,328	29,756	572	30,328	
H30	2018	30,004	29,434	570	30,004	
R1	2019	29,727	29,113	614	29,727	
R2	2020	29,360	28,791	569	29,360	↑ 実績値
R3	2021		28,448	562	29,010	↓ 推計値
R4	2022		28,105	555	28,660	
R5	2023		27,763	549	28,312	
R6	2024		27,420	542	27,962	
R7	2025		27,077	535	27,612	前回の計画目標年度
R8	2026		26,732	528	27,260	
R9	2027		26,386	521	26,907	
R10	2028		26,041	515	26,556	
R11	2029		25,695	508	26,203	
R12	2030		25,350	501	25,851	
R13	2031		24,995	494	25,489	

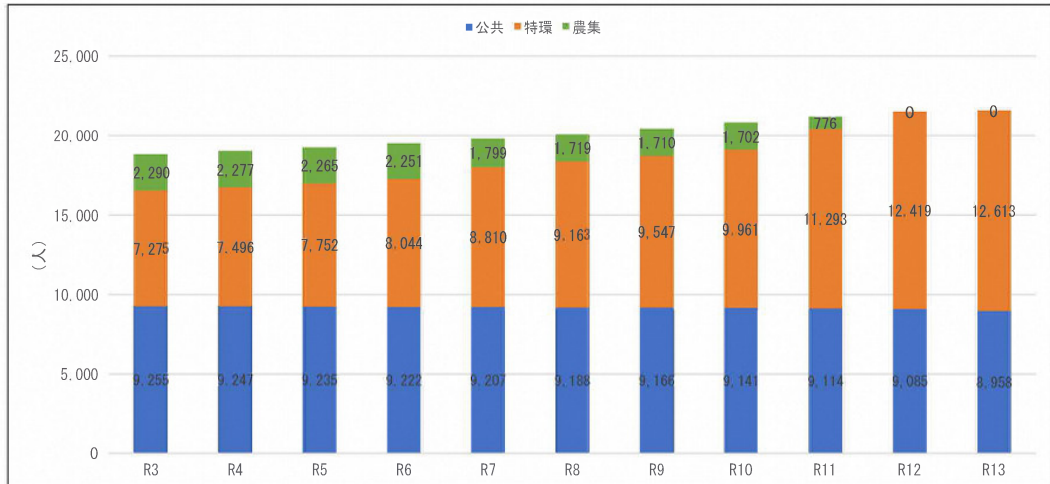




## 第6章 投資・財政計画

### (2) 水洗化人口の予測

行政人口より水洗化人口を予測すると、計画期間である令和13年度までにおいて増加します。



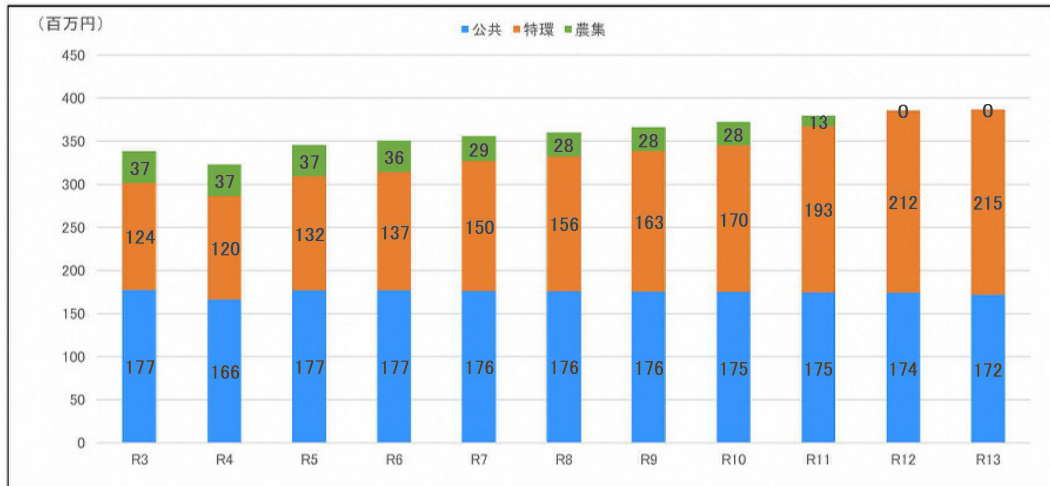
※農集田川はR7、農集藪波北部はR11、農集北蟹谷はR12に公共下水道へ接続予定のため、農集の水洗化人口は、接続年度からは特環に計上している。

## 第6章 投資・財政計画

### 6.3 財源の試算

#### (1) 使用料収入の予測

令和3年度の公共下水道事業の下水道使用料は、公共・特環・農集合わせ3.4億円であり、計画期間である令和13年度までにおいては、水洗化人口の増加に比例し、令和13年度には公共・特環合わせ、約3.9億円見込めます。

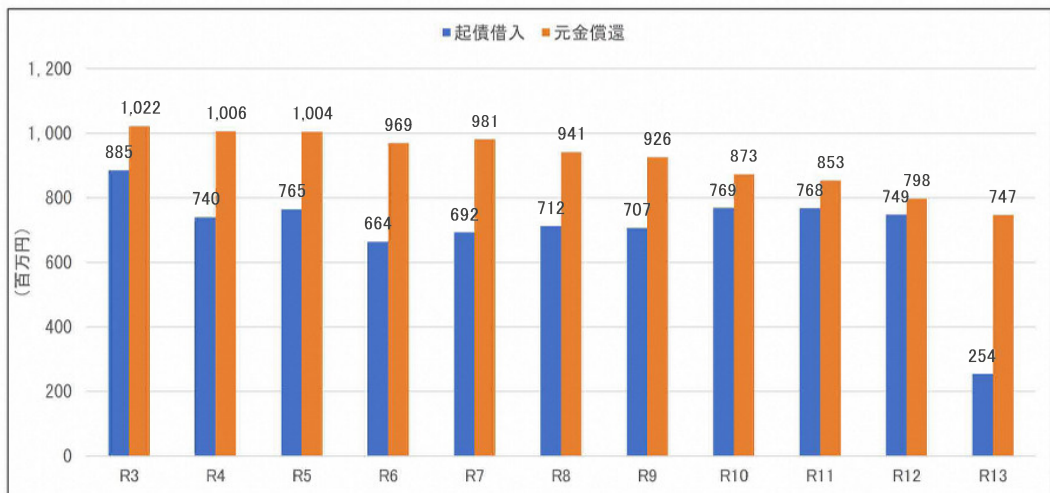


※農集田川はR7、農集藪波北部はR11、農集北蟹谷はR12に公共下水道へ接続予定のため、農集の水洗化人口は、接続年度からは特環に計上している。

#### (2) 起債

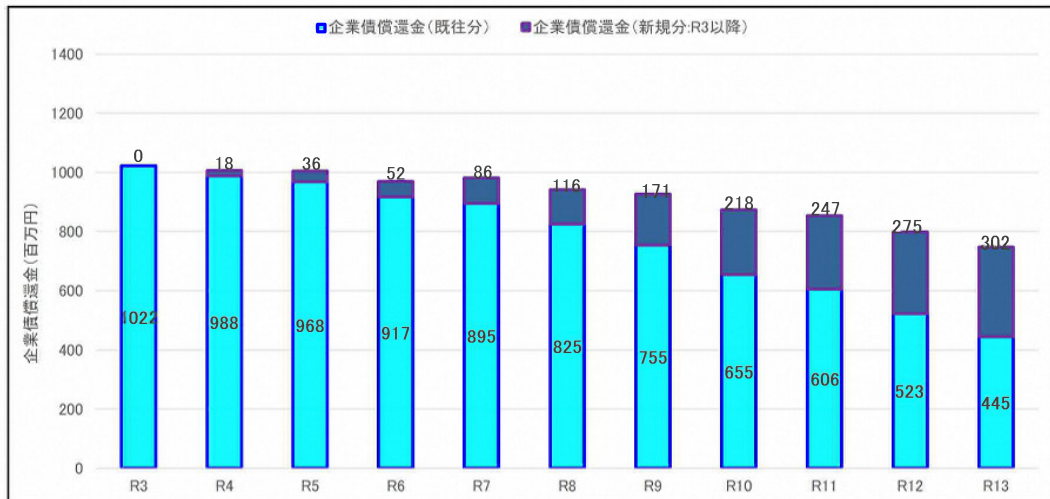
今後、新規の起債借入額は原則として償還額の範囲内とすることにより、起債残高は減少傾向となります。

##### 1) 起債借入と元金償還



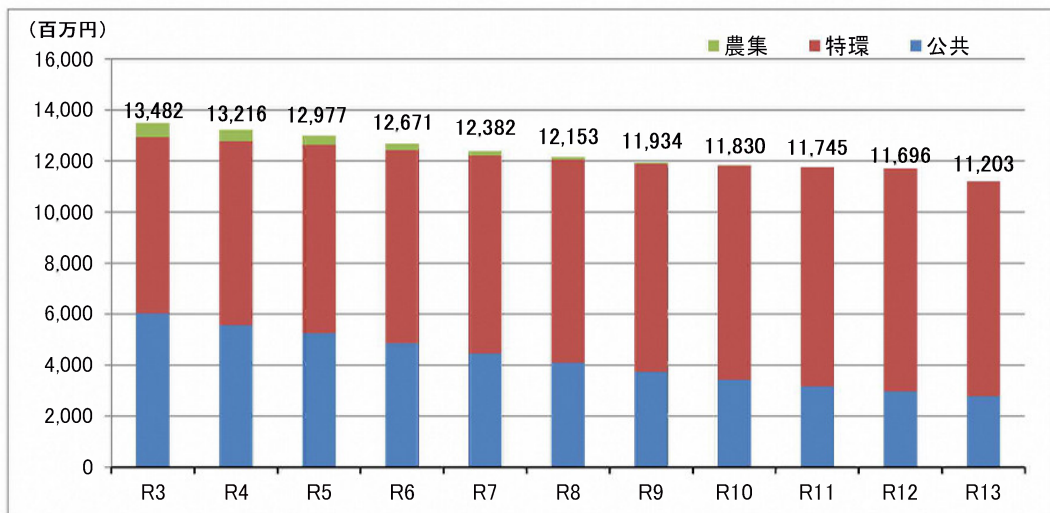
## 第6章 投資・財政計画

### 2) 企業債償還金（既往分と新規分）



### 3) 企業債償還金残高

起債残高は、令和3年度の13,482百万円から令和13年度の11,203百万円へと2,279百万円減少すると見込んでいます。





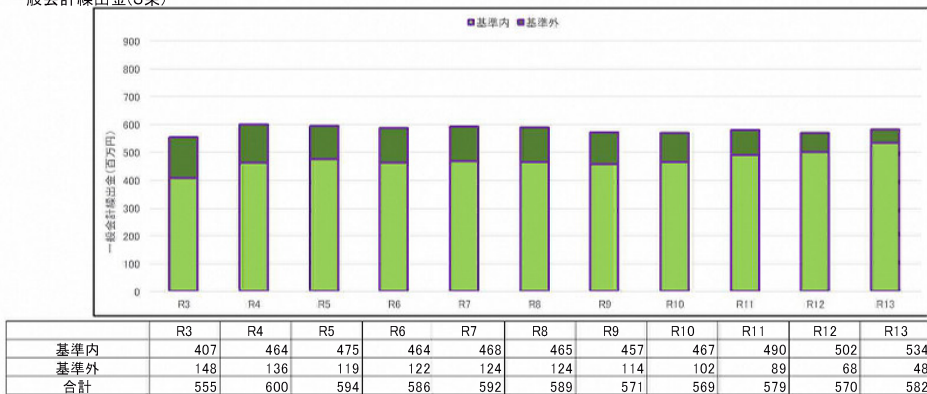
## 第 6 章 投資・財政計画

### (3) 一般会計からの繰入金

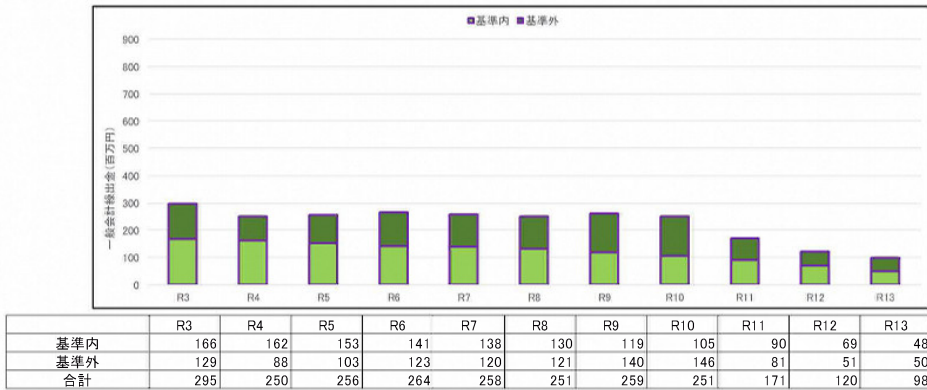
#### 1) 一般会計からの繰入金の予測

一般会計からの繰入金は、主に下水道施設の減価償却費、利息及び雨水・汚水事業の維持管理費に充当しています。令和 12 年度までは「汚水処理 10 年概成」計画に基づく未普及地域への管路整備事業の実施等により、繰入額は現状の水準となりますが、整備完了後は維持管理に移行することから、徐々に減少していくものと見込んでいます。また、一般会計からの繰入金においては、交付税措置の算定対象とならない「基準外繰入」が、一般会計に必要以上の負担を与えかねないことから、これを縮減することを検討する必要があります。

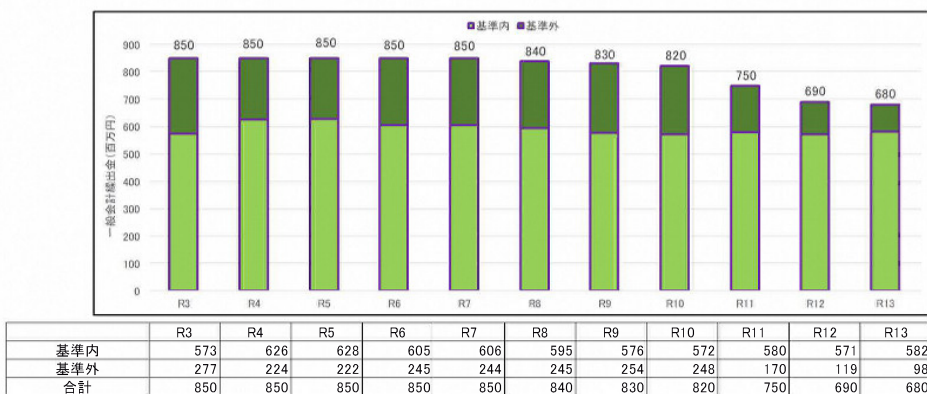
一般会計繰入金(3条)



一般会計繰入金(4条)



一般会計繰入金(3条+4条)



## 第6章 投資・財政計画

---

### 2) 収益的収支(3条)に対する繰り入れについて

#### ◆「分流式下水道等に要する経費」について

総務省通知「公営企業の経営にあたっての留意事項」(2014年8月29日)

具体的な使用料水準を明示 ⇒ 3,000円/20m<sup>3</sup> (使用料単価として150円/m<sup>3</sup>)

この前提に基づき、「経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」として、150円/m<sup>3</sup>を超える部分について「分流式下水道等に要する経費」として基準内繰入として認める。

#### ◆本市における取扱

本市の使用料単価は150円/m<sup>3</sup>であり、この前提条件を満たしていることから、使用料収入をもって経営上不足する分については「経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの」となり、「分流式下水道等に要する経費」として繰出基準により算定した額は、基準内繰入となる。

#### ◆基準外繰入について

繰出基準に基づかない任意の他会計繰入金、あるいは繰出基準により算定された繰入額を超えて他会計からの繰入れが行われた場合の当該額を超える繰入金。

## 第6章 投資・財政計画

### 6.4 経営試算

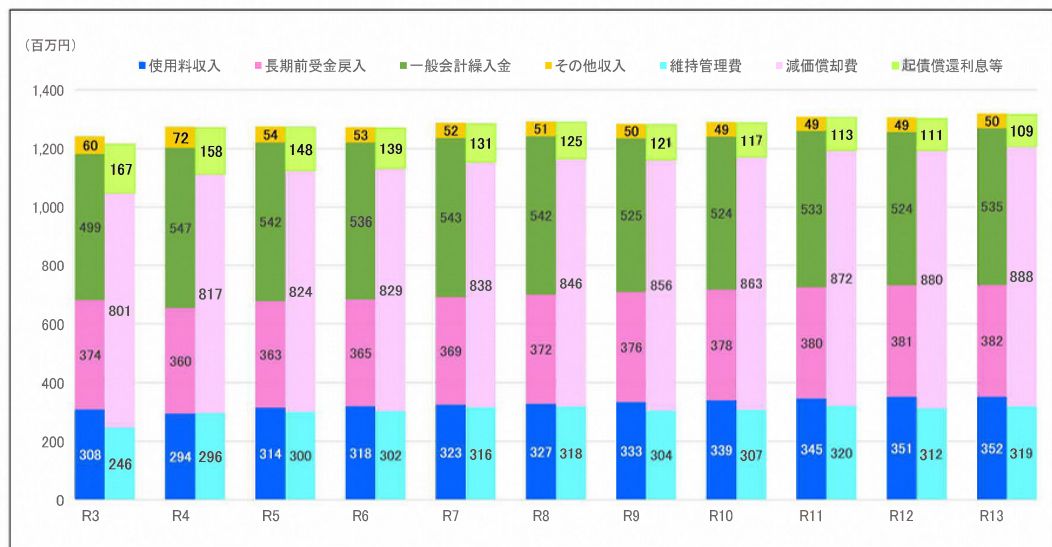
公営企業会計に移行した令和2年度以降は、収益的収支と資本的収支に分けた収支構造となります。

#### (1) 収益的収支

収益的収支では、下水道施設の維持管理費や企業債利息、減価償却費を、使用料並びに一般会計からの繰入金等にて賄っています。

試算によれば、維持管理費については使用料収入により賄っていくことができます。

またもう一つの大きな支出である減価償却費については、一般会計からの繰入を充てることにより収益的収支全体としての均衡を保っていくこととしています。



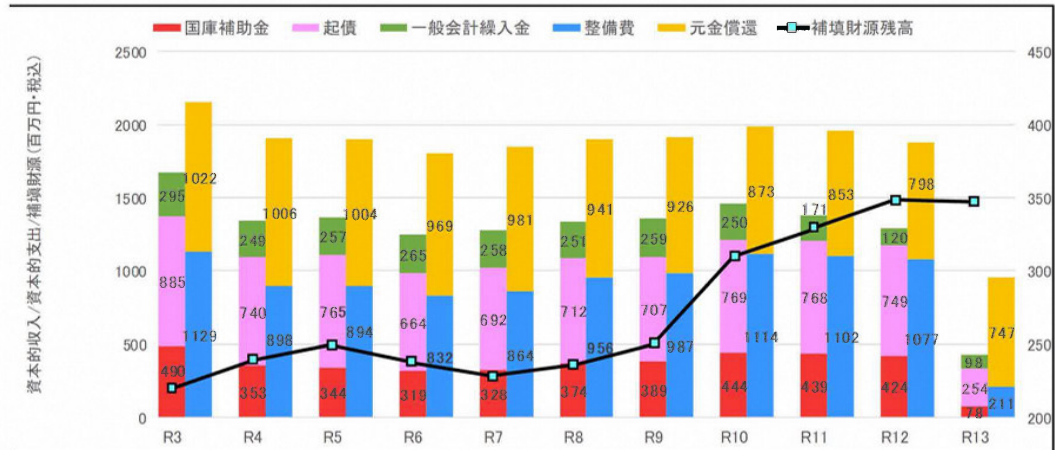


## 第 6 章 投資・財政計画

### (2) 資本的収支

資本的収支では下水道管路整備と起債の元金償還を行っており、主な財源は、国からの交付金、起債、一般会計繰入金及び損益勘定留保資金となっています。

令和 12 年度まで「汚水処理 10 年概成」計画に基づく管路整備及び雨水ポンプ場・汚水中継ポンプ場の耐水化の事業費が見込まれますが、令和 13 年度以降は、未普及地域の管路整備が終了し管路等の更新事業に移行することから、事業費が減少します。



	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
10年概成	←										→
耐水化		←	→								
耐震化									←	→	
農集接続			←	→			←	→			

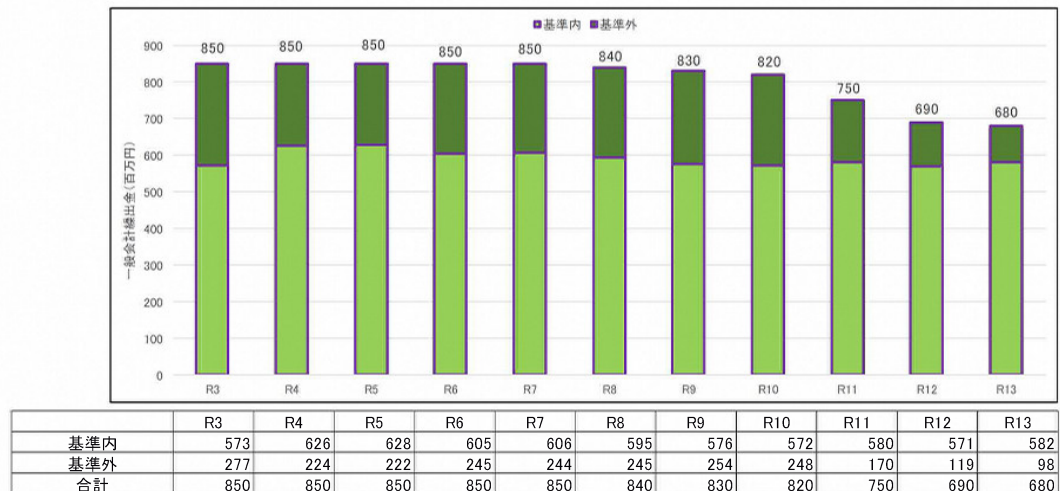
## 第6章 投資・財政計画

### 6.5 使用料の見直し

#### (1) 使用料の見直し

一般的に下水道整備は長期間を要するため、整備途上で普及率の低い段階においては十分な使用料収入が得られないため、普及整備が進むまでの間、過渡的に一般会計が支援することもやむを得ないとされるところであります。整備が完了し普及率が上昇したにもかかわらず、恒常的に多額の繰入れを続けていくことは、受益者負担の原則や公営企業の独立採算制の原則からも適正な状況とは言えず、段階的に見直しを図っていく必要があります。本市においては、「汚水処理10年概成」計画が完了し、維持管理に移行する令和13年度に、一般会計からの「基準外繰入」相当分について料金改定を行うかどうか長期的な財政収支を勘案し検討します。

一般会計繰入金(3条+4条)



#### (2) 使用料改定に対する考え方

何のためにどれだけの改定が必要とされるのか、明確な基準を設定して検討を行います。

##### ◆汚水処理対象経費の整理（雨水事業費は除く）

維持管理費、企業債利息及び減価償却費の将来推計。

##### ◆汚水処理費の財源

下水道使用料の推計と基準内繰入（分流式下水道）及び基準外繰入の算定。

## 第7章 経営戦略の進捗管理

---

今後、この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら、計画期間の中間時である令和8年度に見直しを行うとともに、この経営戦略と実績との乖離が著しい場合、また計画の前提となる経営、財政の条件が大幅に変更となった場合に見直しを行います。また、現段階で把握できていない詳細項目についても、この計画に基づく事業の実施により計画の精度を高めていきます。

見直しに当たっては、計画と実績との乖離及びその原因を分析するとともに、「計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）」のサイクルを活用します。また、実績との乖離が著しい場合は、単年度における整備事業費の見直し等について改めて検討します。

なお、今後、定期的な進捗管理が行えるよう、チェック体制についても検討します。



## 第7章 経営戦略の進捗管理

事業計画における指標（見込）

視点	項目	望ましい方向	令和3年度	令和8年度	令和13年度	算出式の説明	
						指標	式
収益性	経費回収率 (%)	↑	61.0	44.7	42.4		下水道使用料/汚水処理費（維持管理費+資本費）×100 汚水処理に関する費用を下水道使用料でどの程度回収しているかを示す比率で、高い方が良い。
	経費回収率 (%) （維持管理費）	↑	132.7	108.8	118.1		下水道使用料/汚水処理費（維持管理費）×100 汚水処理に関する費用のうち、維持管理費分を下水道使用料でどの程度回収しているかを示す比率で、高い方が良い。
	経常収支比率 (%)	↑	102.1	100.2	100.2		（営業収益+営業外収益）/（営業費用+営業外費用）×100 営業費用が営業収益でどの程度賄われているかを示す比率で、高い方が良い。
安全性	処理区域内人口 1人当り起債残高	↓	612.3	558.3	523.2		起債残高/処理区域内人口 処理区域内人口1人当り、どれだけ起債残高があるかを示す指標で、低い方が良い。
	利子負担率 (%)	↓	1.2	1.0	1.0		支払利息/（起債+他会計借入金+一時借入金）残高×100 期中の支払利息と起債等残高との割合を示すもので、比率が低いほど低廉資金を使用していることとなる。
コスト	汚水処理原価 (円/㎡)	↓	245.9	335.8	353.8		汚水処理費（維持管理費+資本費）/年間有収水量 有収水量1㎡当たり、どれだけ汚水処理に要する経費がかかっているかを示す指標で、低い方が良い。
	処理区域内人口 1人当り維持管理費	↓	10.5	13.8	13.9		維持管理費（汚水分）/処理区域内人口 処理区域内人口1人当り、どれだけ汚水処理に要する維持管理費がかかっているかを示す指標で、低い方が良い。
効率性	水洗化率 (%)	↑	84.2	85.7	86.8		水洗化済人口/処理区域内人口×100 処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の比率で、高い方が良い。

投資・財政計画

区分	年度	前々年度 (決算)		前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		前々年度	前年度												
収入	(A)	386,256	383,034	367,251	368,736	365,201	368,736	371,462	375,199	378,107	382,757	388,011	394,267	400,140	401,804
1. 営業収入	(A)	305,129	311,083	307,636	314,343	293,545	314,343	318,478	323,394	327,367	332,824	338,716	345,265	350,874	351,667
(1) 委託工事収入	(B)														
(2) 委託工業の収益	(B)	81,127	71,951	59,615	54,393	71,656	54,393	52,984	51,805	50,740	49,933	49,295	49,002	49,266	50,137
(3) 営業外収益	(B)	609,101	844,657	907,938	905,215	900,648	905,215	913,594	911,676	913,594	900,481	901,170	913,287	904,623	916,485
2. 補助的収入	(C)	594,507	511,967	489,068	547,278	542,039	542,039	535,573	542,910	541,594	524,605	523,506	533,252	523,826	534,899
(1) 補助的収入	(C)	594,507	511,967	489,068	547,278	542,039	542,039	535,573	542,910	541,594	524,605	523,506	533,252	523,826	534,899
(2) 長期前受入金戻入	(C)	14,594	332,198	373,808	363,176	360,302	363,176	365,074	368,765	371,999	375,875	377,663	380,034	380,796	381,585
(3) その他	(C)	995,357	1,227,891	1,240,189	1,272,782	1,272,782	1,273,951	1,272,110	1,286,875	1,291,701	1,283,238	1,288,181	1,307,554	1,304,763	1,318,289
1. 営業費用	(D)	185,210	1,064,180	1,047,363	1,112,688	1,123,999	1,123,999	1,130,840	1,153,374	1,164,047	1,160,232	1,170,108	1,191,915	1,191,793	1,206,958
(1) 職員給与	(D)	24,796	24,796	24,217	24,643	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650	24,650
(2) 退職給付	(D)	10,395	11,008	9,960	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310	11,310
(3) 経費	(D)	11,553	13,788	14,257	13,334	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340	13,340
(4) その他	(D)	9,237	225,759	221,700	270,941	275,154	275,154	277,051	290,932	293,168	279,744	282,420	294,884	287,073	287,634
2. 営業外費用	(D)	200,404	181,765	166,132	157,404	147,122	138,447	138,447	130,699	124,863	120,227	116,303	112,872	110,199	108,547
(1) 支払利息	(D)	331	1,651	1,075	982	528	505	505	517	512	515	513	514	514	515
(2) その他	(D)	385,945	1,247,596	1,214,570	1,271,649	1,269,792	1,269,792	1,269,974	1,284,590	1,289,422	1,280,974	1,286,924	1,305,301	1,302,506	1,316,020
支出	(E)	609,412	△ 19,905	25,619	1,708	2,302	2,302	2,318	2,285	2,279	2,264	2,257	2,253	2,257	2,269
経常損益	(F)	24,957	24,957	5,825	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91	91
特別損益	(G)	3,101	3,101	342	482	412	412	412	430	438	435	437	436	437	437
特別損失	(H)	21,856	21,856	5,483	△ 391	△ 321	△ 321	△ 356	△ 340	△ 348	△ 348	△ 346	△ 346	△ 346	△ 346
当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	609,412	1,951	31,102	1,317	1,962	1,962	1,962	1,946	1,931	1,920	1,911	1,908	1,911	1,923
繰越利益剰余金又は累積欠損金	(I)	348,136	477,951	472,655	451,005	489,313	489,313	489,313	496,866	502,970	511,354	520,407	530,469	539,086	540,305
流動負債	(J)	44,322	74,758	73,930	70,943	75,541	75,541	76,535	77,717	78,671	79,983	81,399	82,972	84,320	84,511
流動負債	(K)	1,262,668	1,418,006	1,376,780	1,150,739	1,189,632	1,189,632	1,032,196	1,077,000	1,107,647	1,107,647	1,195,854	1,194,765	1,164,430	395,455
うち建設改良費	(K)	988,427	1,203,133	1,168,154	976,366	1,009,365	1,009,365	875,786	913,800	939,803	933,600	1,014,644	1,013,720	987,981	335,531
うち一時借入金	(K)	274,241	213,137	206,940	172,965	178,811	178,811	155,147	161,881	168,488	165,389	179,746	179,582	175,023	59,440
累積欠損金比率	(I)/(E) × 100														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した金額	(L)														
営業収入－委託工事収入	(A)-(B)	386,256	383,034	367,251	368,736	365,201	368,736	371,462	375,199	378,107	382,757	388,011	394,267	400,140	401,804
地方財政法による比率	(L)/(M) × 100														
健全化法施行令第16条により算定した金額	(N)														
健全化法施行令第6条に規定する解消可能資金不足額	(O)														
健全化法施行令第17条により算定した金額	(P)														
健全化法第22条により算定した金額	(N)/(P) × 100														
損益剰余金残高		219,437	239,415	249,575	238,431	229,232	235,431	249,730	309,747	327,966	347,927	347,927	347,927	347,927	347,962

投資・財政計画

区分	年度		(単位:千円)												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
資本的収入	870,200	911,500	885,000	739,700	764,700	663,500	692,300	712,000	707,300	768,700	768,000	748,500	254,200		
うち 企業標準化債	251,700	300,200	230,000	235,000	233,000	192,800	201,300	175,300	153,600	139,500	147,300	138,500	124,500		
2. 他会計出資金															
3. 他会計補助金	196,045	274,520	295,000	249,199	256,698	264,575	258,416	250,798	258,594	250,331	170,878	120,040	98,096		
4. 他会計負担金															
5. 他会計借入金															
6. 国(都道府県)補助金	518,953	464,247	490,438	353,000	343,900	319,000	327,500	374,200	389,200	444,400	439,300	424,200	77,800		
7. 固定資産売却代金															
8. 工事負担金	29,623	49,955	53,925	83,661	34,300	34,300	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	500		
9. その他	36,828														
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	1,651,649	1,700,222	1,724,363	1,425,560	1,399,598	1,281,375	1,318,216	1,376,998	1,395,094	1,503,431	1,418,178	1,332,740	430,596		
(B)															
収入	1,651,649	1,700,222	1,724,363	1,425,560	1,399,598	1,281,375	1,318,216	1,376,998	1,395,094	1,503,431	1,418,178	1,332,740	430,596		
1. 建設改良費	1,004,214	1,055,671	1,128,680	897,810	894,209	831,739	863,803	956,241	986,813	1,114,260	1,102,431	1,076,554	210,500		
うち 職員給与	15,802	24,724	13,140	13,423	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	13,420	7,000		
2. 企業債償還金	1,006,900	988,364	1,021,635	1,005,740	1,004,267	969,448	981,194	941,455	925,745	872,897	852,964	797,713	747,129		
3. 他会計長期借入返還金															
4. 他会計への支出金															
5. その他															
支出	2,011,114	2,044,035	2,150,315	1,903,550	1,898,476	1,801,187	1,844,997	1,897,696	1,912,558	1,987,157	1,955,395	1,874,267	957,629		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	359,465	343,813	425,952	477,990	498,878	519,812	526,781	520,698	517,464	483,726	537,217	541,527	527,033		
(D)-(C)	359,465	308,997	362,841	440,883	454,609	478,959	484,305	474,064	469,414	429,108	483,209	488,501	515,950		
1. 損益剰余金処分額															
2. 繰越工事資金															
3. 繰越工事業資金															
4. その他															
(F)		34,816	63,111	37,107	44,269	40,853	42,476	46,634	48,050	54,618	54,008	53,026	11,083		
(E)-(F)	359,465	343,813	425,952	477,990	498,878	519,812	526,781	520,698	517,464	483,726	537,217	541,527	527,033		
補填財源不足額															
他会計借入金残高															
(G)															
企業債借入金残高	13,627,386	13,550,521	13,482,487	13,216,449	12,976,883	12,670,935	12,382,042	12,152,587	11,934,143	11,829,946	11,744,983	11,695,770	11,202,842		

※建設改良費に流下米道建設職員負担金を含む。

○他会計繰入金

区分	年度		(単位:千円)												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
収益的収支分	675,634	575,480	555,000	600,801	593,302	585,425	591,584	589,202	571,406	569,669	579,122	569,960	581,904		
うち 基準内繰入金	658,700	420,888	406,529	464,492	474,435	463,421	467,263	464,918	457,402	467,578	490,303	501,484	533,416		
うち 基準外繰入金	16,934	154,592	148,471	136,309	118,867	122,004	124,321	124,284	114,004	102,091	88,819	68,476	48,488		
資本的収支分	196,045	274,520	295,000	249,199	256,698	264,575	258,416	250,798	258,594	250,331	170,878	120,040	98,096		
うち 基準内繰入金	191,583	170,304	166,092	161,552	153,314	141,166	138,066	130,160	118,708	104,776	90,056	69,061	48,029		
うち 基準外繰入金	4,462	104,216	128,908	87,647	103,384	123,409	120,350	120,638	139,886	145,555	80,822	50,979	50,067		
合計	871,679	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	850,000	840,000	830,000	820,000	750,000	690,000	680,000		